

発達障がいのある学生の 理解と支援

香川大学教育学部
特別支援教育講座
坂井 聡

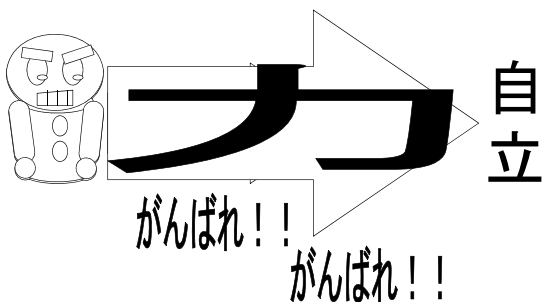
ある小学生のメール

- こんにちは、〇〇です。最近、学校に行きたくありません。友だちの視線が気になったり、僕がクラスにいてもいいのかと思います。モヤモヤしてます。死にたいです。つらいです。中学に行くまえにリラックスしたいです。何もかもいやです。明日学校に行く勇気もないけど、いかないかんと思います。でも昼まで頑張っていくつもりです。学校はいややけど大学には行きたいです。苦しくて死んでしまいたいです。
- 坂井先生と話がすんだら、大学のお兄さんとキャッチボールをしたいです。いいですか？

目標は社会的な自立

あなたはどうかですか？

- あなたに障がいはありますかと問われたら？
- どうこたえますか？

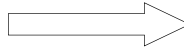


**がんばることが
大切なこともあるのはわかるけど**

本当にかんばるだけだろうか

当たり前生活を

ノーマライゼーション



自立観を変えた



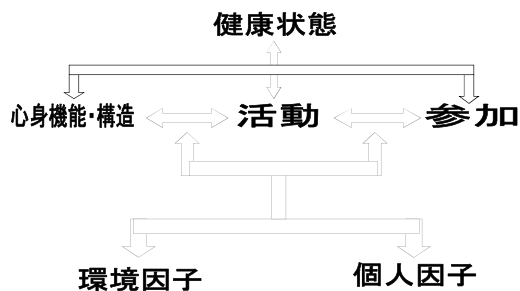
本当の力 自立

ICIDHからICFへ

—WHO(世界保健機関)の障がい分類—

- 1980年に定められたICIDHでは
 - 機能障がい→能力障がい→社会的不利 の一方通行の流れ
 - 社会的な環境や物理的な環境の役割を反映していなかった
- 2001年に公表されたICFでは
 - 生活機能と障がいは、心身機能と構造、個人レベルの活動、社会への参加の次元を表す包括的用語として用いられる
 - 障がいは健康状態と背景因子との相互作用ないしは複雑な関係と考える

ICFの概念図



もう一度確認します

●特別なものから誰もがもつ状態としての障がいへ

障がいを経験したことがありますか？
活動の制限や参加の制限を障がいととらえるようになってきています

障がいという枠を超えてみると支援のアイデアが浮かんでくる

例 視覚障がいとTV電話
知的障がいとメモ

障がい観の変化を知っておく

- 障がいにとらわれないで
 - 障がいにとらわれてしまうと見えなくなってしまうことがある
 - 障がいという枠を超えて考えるとアイデアが見えてくる
- 困っていることを考える
 - 困っているのだから解決しないと

発達障害者支援法では

- 平成17年4月施行
- (教育) 第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児(十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校、盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校に在学する者を含む。)がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。
- 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする。

特別支援教育もスタート

- 平成19年4月施行
- 今後、小学校中学校で、特別な支援を受けた子どもたちが、高等学校へも入学してくる
- 大学へも入学してくる

ところで、なぜ今特別支援教育なのか

- ニートといわれている人の約2～3割に発達障がいがあると考えられている
- ニートの人は税金が払えない状況になる可能性が
- 教育的支援が不十分であったことが原因の場合も
- 自分の首を絞めないために
- 付けは必ず回ってくる
- 教育は将来の日本のためのもの
- だから支援が必要な子どもに支援を

障害者の権利に関する条約

①経緯

- 平成18年12月 国連総会において採択
- 平成19年9月28日 署名
- 平成20年5月3日 発行
- ※143カ国・機関が署名済み、うち114カ国が批准
(平成24年6月現在)

②教育に関する規定(第24条等)

- 包容する教育制度(inclusive education system)
- 合理的配慮の提供(reasonable accommodation)

③これからの見直し

- 可能な限り早期の締結を目指し、必要な国内法令の整備等に係る政府としての対応を検討中。

現在批准に向けての作業中

- 批准するには法律の改正が必要
- 国際条約は法律より上位
- 今後の特別支援教育のあり方も左右する
- 障害者基本法改正案が成立

障害者基本法改正案 教育条項(第16条)

- 1 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

末松副大臣答弁

まず、十六条の趣旨から御説明申し上げますが、この法律の第一条の「目的」のところで共生社会の実現というのが書いてございまして、読みますと、

「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と書いてございます。これが十六条の趣旨でございます。これを教育の場で具現したのが十六条でございます。

そこで、十六条第一項で、可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒とともに教育を受けられるよう配慮する旨の規定を置かしまして、具体的には、障害者である児童生徒が障害者でない児童及び生徒と一緒に同じ学校の通常学級に在籍しながら教育を受けられるようにするという、この基本的方向性を示したところでございます。

一方、障害者本人、保護者が特別支援学校や特別支援学級などにおける教育を受けることを希望する場合もございます。こういったともに学ばない場合であっても、目的の趣旨を踏まえて、互いの交流や共同学習を通じて相互理解を促進しなければならないという趣旨から、この二項を規定しているところでございます。

高等学校でも

- 「今回の改訂では、障害のある生徒の指導に当たっては、特別支援学校等の助言や援助を活用すること、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことなどが新たに加わった。障害のある生徒を指導するに当たっては、まず、生徒の障害の種類と程度等を、家庭、専門医等との連絡を密にしながらか確に把握しておく必要がある。生徒の障害には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などがある。」

教育相談の場へは

- 保護者の気づきによる来談
- 先生の気づきによる来談
- 自分からの気づきによる来談
- 今後は、特別支援教育を担当する教員のところへの相談も増える
- 当然、障がいを受け入れるという過程を経ていないことを知った上での対応が求められる

教育相談の場では

- 学生に対する具体的な課題解決の方法の提案
 - 障がいからくる生活上の困難さを解決するための具体的な提案が求められる
 - 懲罰で解決するものではなく、具体的な方法を身につけていくことで解決することができるように
- 学生が困っていること、得意なこと、苦手なことを明らかにする(本学生との共通理解)
- 安心できる場としての相談室(困ったときには相談室へ)
- セルフエスティームを高く維持することができるように

発達障がいについて どう考えればよいのか

軽度発達障がいを知る

- 高機能広汎性発達障がい(PDD)
- 注意欠陥多動性障がい(ADHD)
- 学習障がい(LD)
- 発達性協調運動障がい
- 軽度・境界域の知的障がい

杉山2000年による

ADHDのある人は

- 状況と無関係に常に多動であり、極端なくらい活動的
- 注意の集中が苦手である
- 予測、考えなしに直ちに行動してしまう

かかわりかたのポイントは

- ・焦らないで
- ・目で見てわかるように
- ・見通しがもてるように
- ・はっきりとした明確な言葉で具体的に
- ・刺激は少なく
- ・スモールステップで
- ・成功体験ができるように
- ・くどくど叱責しても効果は無い
- ・みんなの前で褒め、個人的に注意する
- ・思い出すことができるようなヒントを

広汎性発達障がい(PDD)の診断

- ・ 広汎性発達障がいとは、3つの特徴で診断されます。
 - 対人関係の障がい(場面に応じた適切な行動がとれない)
 - ことばなどのコミュニケーションの障がい
 - こだわり、あるいは想像力の障がい

自閉症のある人たちが書いた本から

- ・聴覚からの情報を処理し整理して意味を取り出すことができにくい
- ・視覚的な情報の処理には優れている
- ・人とのやり取りが難しい
- ・細かいことを見ることは得意
- ・具体的なこと、はっきりしていることには強い
- ・時間の流れを把握しにくい
- ・決まったパターンには強い
- ・規則性の明確なものにも強い
- ・刺激が多いと混乱することがある
- ・場面を変えたときに応用することが苦手
- ・興味のあることには集中する

自閉症スペクトラム(PDD)のある人はどのくらいいるの？

- ・英国自閉症協会は、1万人に91人とする
と、人口の0.91 %
 - 約100人に1人いるということに……
- ・特別な支援を必要としている人は100人に6人くらいいると考えられています

かかわりかたのポイント

- ・落ち着ける場所を用意
- ・言葉は明確で具体的に
- ・目で見てわかるように
- ・始まりと終わりをわかりやすく
- ・満足感が感じられるような活動の工夫を
- ・パニックには冷静に対応を
- ・興味や関心を広げるような支援を

LDのある人は

- ・医学的な定義では「読み・書き・計算」でつまづく子どもたちを指す
- ・教育的定義では「医学的定義に加えて、聞く・話す・推論する」が加わっている

かかわりかたのポイントは

- 「やればできるでしょー」、「何度言ったらわかるのー」は逆効果
- できたことを褒めること

かかわり方を考えるときに

- 困っていることは何なの？と考える
- あなたも困っているの？私も困っているの？
- 困っていることをどう解決するの？
- 失敗は怖いけど具体的にやってみる
- 訓練だけでは克服できないんでしょ

コミュニケーションの課題

- 理解
- 表出
- スキル

理解

- これから何が起きるのか、期待されていることが何か理解できない
- 見えたり、聞こえたりすることを間違って解釈する
- 対人関係の情報やその人の行動を勘違いしたり、誤解したりする
- 集中力が持続しないために、情報を取り損ねる
- 情報処理の遅れで、活動に参加できない

表出

- ジェスチャーや表情などをうまく使えないため、うまく伝えることができない
- 効果的な適切な言葉を使って伝えることができない
- 不適切な応答をしてしまい、会話に参加できない

スキル

- 注意を向け、保持し、転換することができない
- やりとりを続けることができない
- 会話の順番を交替することができない
- コミュニケーションが成立していないことに気が付かない
- 失敗を修復するスキルが身につけていない

幾つかの事例から（感覚編）

- まぶしい事件
- うるさい事件
- さわっちゃった事件
- 近すぎ事件

幾つかの事例から（語彙不足編）

- ことばを知らなかったから事件

幾つかの事例から（字義通り編）

- 話を聞くときは事件
- いつでもいいよ事件
- 気にしてないよ事件
- ウソはいけない事件

幾つかの事例から（理解編）

- そんなこと言っていない事件
- 投げ出していくのか？事件
- どこで挨拶なのかわからない事件

決して忘れてはならないこと

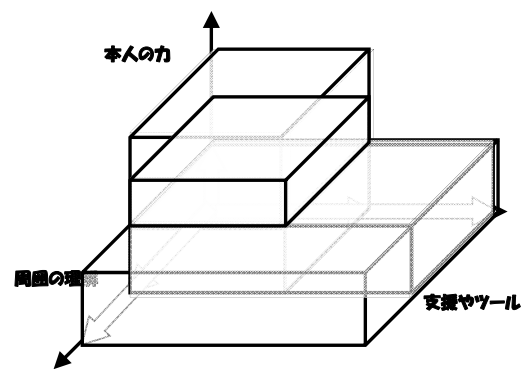
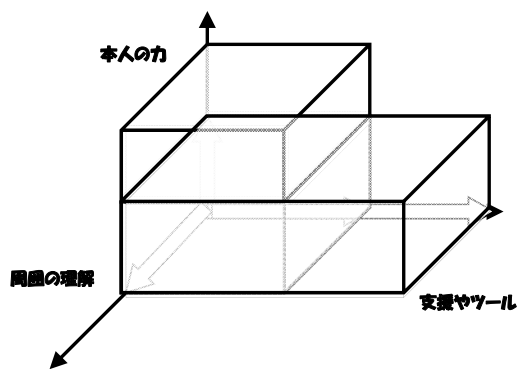
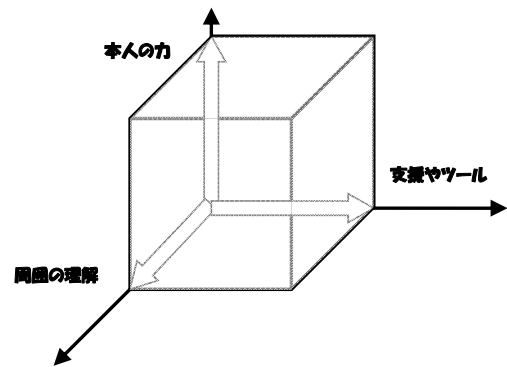
- 中枢神経系の問題であること
- 誤解を受けやすいこと
- 軽度・重度に関係なく、生活するうえで困難さをもっていること

特別な支援を必要としている人は

- 小学校で6.3%もいる
- ニートのうちの23.5%が発達障がい
の疑いがある
 - 80万人ニートがいると考えるとうち20万人
には発達障がいがある
- このままでは将来が・・・
- 教育の果たす役割は大きい

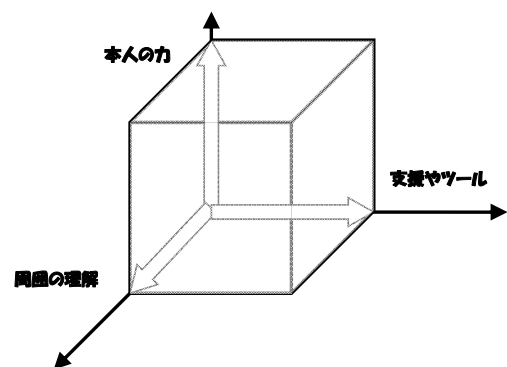
もう一度確認します

- ・ 障がいを経験したことがありますか？
- ・ 参加できないことや活動できないことが障がいです
- ・ 誰もがもちうるということです



~~$X + Y + Z \geq K$~~

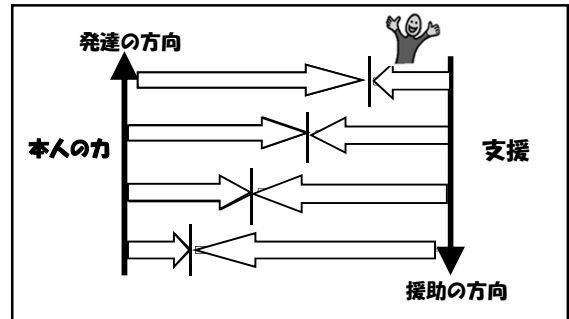
$X \cdot Y \cdot Z \geq K$



どの学生も本当の力を
発揮できるように

$$X \cdot Y \cdot Z \geq K$$

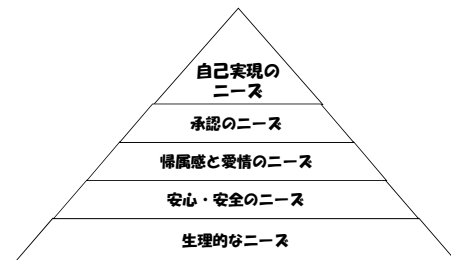
環境を整えるということは



セルフエスティームを高める

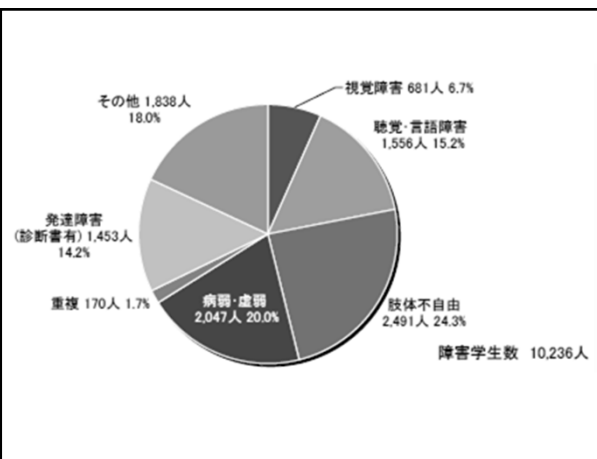
- セルフエスティームとは
 - 自己のイメージに対して自分の価値を評価し、自分を大切にしようとする気持ち
- できていることを当たり前だと思われることでも褒めることから
- 視点を変えてみることで
 - 10分しか集中できない子ではなく、10分も集中できる子

マズローの欲求の五段階説から



セルフエスティームを高めるためには

- 褒めるときはみんなの前で
- 注意するときは個人的に
- 指示は具体的に、そして短く
- 人格を否定しない
 - 「なにばかなことやっているの」
- 適切な行動を教える
- 共感するために、それを言葉にする



(3)-オ 障害種別詳細（発達障害）

< 概要 >

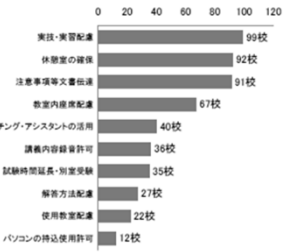
発達障害学生に対する授業支援実施校293校中、授業支援内容の多い順に「実技・実習配慮」（99校 実施率33.8%）、「休憩室の確保」（92校 同31.4%）、「注意事項等文書伝達」（91校 同31.1%）であった。

< 結果 >

表31 発達障害 主な授業支援内容

授業支援内容	実施校数	実施率 (%)
実技・実習配慮	99	33.8
休憩室の確保	92	31.4
注意事項等文書伝達	91	31.1
教室内座席配慮	67	22.9
チューター又はティーチング・アシスタントの活用	40	13.7
講義内容録音許可	36	12.3
試験時間延長・別室受験	35	11.9
解答方法配慮	27	9.2
使用教室配慮	22	7.5
パソコンの持込使用許可	12	4.1

図13 発達障害 主な授業支援内容



※複数教回あり
※発達障害：発達障害（診断書有）及び発達障害（診断書無・配慮有） 44ページ参照

新しい取り組み

- 東京大学でのDO-IT
- 合理的な配慮に向けて

センター試験における合理的な配慮

- 特別措置を受けることができるようになっている
- 対象は
 - 自閉症
 - アスペルガー症候群
 - 広汎性発達障害
 - LD
 - ADHD

具体的には

- 試験時間の延長（1.3倍）
- チェック回答
- 拡大文字問題冊子の配布
- 別室受験
- その他

自分で工夫する

- 自分で工夫することでできることがある
- 簡単な工夫で効果あることもある
- どんな工夫が考えられるのか
- 具体的な提案をすることが大切

工夫のいろいろ

学習に関する工夫①

- 講義のときの座席を考える
 - どの場所ならよく聞けるか
 - 蛍光灯の音がうるさい等
- 課題をする場所の工夫
 - 刺激が多い方がいい人もいる
 - でも手が届くところにあるのはだめ
 - 刺激が少ないところがいい人もいる
- 息抜きをしてから課題をしてもよい
 - 大学での刺激のあとにすぐするのはきつい
 - 予定は決める

学習に関する工夫②

- 課題は並行してしてもよい
 - 同時並行ですることが気分転換になる人も
- どのくらいの時間でできるかの力を知る
 - 始めた時間と終わった時間を記録して
- 協力を得ることができる人のそばで
- 書くのが苦手ならパソコンでも
- 電子辞書も活用する
- うるさいところがいやならヘッドホンも活用
- 小論文などの課題の整理
 - どう書いてよいかかわからない

自己管理に関する工夫①

- 自分のいいところを知らせる
 - 学生がポジティブに考える習慣
- 自分に話しかけてみることを教える
 - 子ども自身が心の中でことばにして意識する
- ルーティンにする
- カレンダーや手帳に書く
 - 色を変えて書くと楽しくてよくわかる
 - ICTの活用
- ものの置き場所を決める

自己管理に関する工夫②

- 伝えられたことを復唱する習慣をつける
 - 継次的な処理が苦手なら
- 教室の出入りのときには周囲を見渡す習慣を
 - 忘れ物は無いかを確認するため
- 就寝時間を決める
- 日課を守る
- 決まった時間に起きて服を着替える
 - 休日も同じように
- 自分にご褒美をする

対人関係での工夫

- 家族や大学教員の理解は重要
- 目を見て話さなくてもいいことを
 - どこを見て話せばよいかを知らせる
- 友だちとは必要なときに話せる人と考える
- 必要に応じて相談できる人を
 - 学生の特性を理解している人で
- 一緒に勉強できる理解者を探すこと
 - 同じ学年にいれば
- 苦手なことは引き受けなくてもよいことを理解する
 - 長所がいかされる場面で挽回を
- 笑うこと
 - 失敗してもやり直せることを教える

もう一度考えておきましょう

- ただ単に参加しただけでは不十分
 - 分からない場面に参加しても
- 環境を整える
 - 参加しやすい環境があるでしょう
- 自己満足になっていないか
 - 環境は整えたからもういいだろう
- 本当にわかっているの？
 - 子どもはわかっているの？あなたはわかっているの？
- 愛情だけでは変わらないかも
 - もちろん愛情は大切ですが

おわりに

- 学ぶ機会を得ているからそれを保障する
- 排除するのではなく
- 教育という観点から考える

その後のお母さんからのメール

- OOです。昨日はお忙しい中、時間をつくっていただきありがとうございました。今日は元気に登校できました。卒業したら報告に行くことを楽しみに頑張るそうです。いつも救っていただき本当に感謝しております。学生さんにも試験の最中にも関わらずありがとうございました。OOに生きる希望を与えてくださりありがとうございます。みなさまによろしくお伝えくださいませ。

**ちょっと視点を変えて
今日から学生たちと
接してみませんか？**